

大刀洗町告示第32号

平成24年第7回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年8月28日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成24年9月7日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

平成24年 第7回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 議 録 (第1日)

平成24年9月7日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成24年9月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①請願の付託報告
 - ②検査結果の報告
 - (2) 町長の報告 (あいさつ)
- 日程第4 承認第4号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 農業委員会委員の推薦について
- 日程第7 議案第31号 大刀洗町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第33号 大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第34号 大刀洗町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第35号 大刀洗町消防団員の定員, 任用, 給与, 分限及び懲戒, 服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第36号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第37号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第38号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第39号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第40号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

について

- 日程第16 議案第41号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 認定第1号 平成23年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 平成23年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 平成23年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①請願の付託報告
 - ②検査結果の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 承認第4号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 農業委員会委員の推薦について
- 日程第7 議案第31号 大刀洗町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第33号 大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第34号 大刀洗町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第35号 大刀洗町消防団員の定員, 任用, 給与, 分限及び懲戒, 服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第36号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第37号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第38号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第39号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第40号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第41号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 認定第1号 平成23年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第19 認定第3号 平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第4号 平成23年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第5号 平成23年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第6号 平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	棚町 守俊
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	大浦 克司
企画財政課長	……………	川原 久明	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	野瀬 勉	学校教育課長	……………	矢野 壽夫
会計課長	……………	原野 重喜	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	山本 浩	総務秘書係長	……………	高良 朝子
人事法制係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一
監査委員	……………	棚町 和幸			

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第7回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどをお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、後藤晴一議員、4番、平山賢治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。平田委員長、登壇して報告をお願いします。平田議員。

○議会運営委員長（平田 一成） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長、携わっております平田と申します。

9月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成24年8月31日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側から安丸町長、佐藤副町長、棚町総務課長の出席を得て協議をいたしました。

会期及び会期日程をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、9月の7日から21日までの15日間と決定いたしました。会期15日間の内容でございますが、まず本日は、議事日程に従って順次議案を上程して、議案審議を進めていただきます。本議会散会后、総務文教厚生委員会を開催し、請願の審査をいたします。各会計の決算認定については、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、11日火曜日、12日水曜日、13日木曜日、14日金曜日に審議していただきます。

また、8日土曜、9日日曜は休会といたします。

10日月曜日は休会とし、全員協議会を開催いたします。

15日土曜は、本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

16日日曜、17日月曜、18日火曜、19日水曜、20日木曜日は休会といたします。

21日金曜は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

なお、農業委員会委員の推薦につきましては、任期満了が迫っており、早急な議決が要るということでございますので、きょう審議し、議決をお願いしたいと思います。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程でございますが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いをいたしまして報告を終わります。

○議長（長野 正明） それでは、お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から9月21日までの15日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。請願の付託報告を行います。

まず、請願付託表を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
請願第1号 「少人数学級推進」、「義務教育国庫負担制度拡充」に係る請願

○議長（長野 正明） 本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

.....
平成24年第7回大刀洗町議会定例会

請願付託表

平成24年9月7日

請願、陳情の別	件名	付託委員会名
請願 第1号	「少人数学級推進」、「義務教育国庫負担制度拡充」に係る請願	総務文教厚生委員会

.....

次に、監査委員より平成24年6月分、7月分、8月分の例月出納検査の結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

これで議長報告を終わります。

町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに平成24年第7回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、7月11日から14日にかけて、福岡県、熊本県、大分県、佐賀県の九州4県を襲った九州北部豪雨については、これまでに経験したことのないような大雨となり、河川の氾濫、堤防決壊や土砂崩れなどが相次いだことにより、一時は避難指示の対象者が24万人にも上ったところでございます。

福岡県内の被害状況については、8月3日現在で人的被害が16件、家屋被害が7,655件、橋梁被害が39件、河川被害が666件、土砂災害が770件、道路の埋没、損壊、冠水などが1,991件ございまして、各地に甚大な被害をもたらしました。

今回の災害で、お亡くなりになられました方々に対しまして、心から御冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の市町村におかれましては、一日も早い復旧をお祈り申し上げるところです。

本町においては、7月14日早朝から筑後川、小石原川などの河川の水位が軒並み上昇し、特に筑後川の片ノ瀬橋水位観測所では、9時50分現在で、氾濫危険水位8.5メートルを大きく上回る、観測史上最高の10.07メートルの水位を記録しておりまして、この筑後川の増水の影響を受ける形で、小石原川や二又川などが溢水してしまいました。

このことにより、西原、菅野地区の一带が浸水被害を受けましたが、町民の皆様の的確な判断により、大堰小学校や中央公民館などに自主避難をしていただいたところでございます。

床島地区においては、長田川から逆流した水で集落内が浸水したため、消防団の協力を得て、消防ポンプ車による排水作業を行ったところでございます。また、佐田川左岸の堤防漏水が発生したため、7月14日13時に区長などの地元関係者と協議を行いまして、床島地区に避難勧告を発令し、朝倉市の南陵中学校に避難していただいたところでございます。

大刀洗町の被害状況については、人的被害は幸いにもございませんでしたが、床上浸水が2件、床下浸水が26件、農作物被害としまして1億1,500万円弱の被害が発生しております。

また、大刀洗町中央公民館などの避難所には、最大時で合わせて131名の方が避難されたところでございます。

災害時の被害を最小化するためには、情報収集、伝達体制と避難体制の強化に重点的に取り組む必要がございます。避難時に援護が必要な方々を、地域ぐるみで支え合う共助のまちづくりについては、町としても地域が自主防災会や御近所の協力を得ながら行う避難訓練などを通じて、地域と連携しながら推進していきたいと考えております。

これから台風シーズンを迎えますが、水防計画などに基づき、万全を期して住民の皆様の安全安心に努めてまいり所存でございます。

さて、8月15日に開催しました夏季巡回ラジオ体操、みんなの体操会においては、早朝にもかかわらず、約1,400人もの方々に参加していただきまして、盛会のうちに終了することができました。この体操会は、NHKラジオ第一放送で生中継され、大刀洗町を日本全国にPRすることができました。これも町民の皆様の御協力のたまものと感謝申し上げます。これを契機として、さらに町民一人一人の健康づくりの意識の高揚に努め、健康で明るいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

中央政界においては、8月10日に消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法が成立いたしました。しかしながら、その後の衆議院における法案採決をめぐり、会期末を9月8日に控えた国会では、首相問責決議が参議院で可決され、赤字国債の発行に必要な公債発行特例法案や、1票の格差を是正する衆議院選挙制度関連法案などの重要法案がたなごらしにされるなど、混沌とした状況になっております。

また、今月は民主党代表選と自民党総裁選が相次いで行われますが、野田首相の「近いうちに国民に真意を問う」との発言をめぐり、衆議院解散、総選挙の時期が取り沙汰されるなど、中央政界は重要な局面を迎えており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

日本経済は、デフレ、円高対策、原発再稼働の是非に伴うエネルギー政策、TPP交渉参加問題など大きな難問が山積しておりますが、住民が安心して暮らせる社会実現のため、実効ある対策を進めてほしいと願っているところであります。

さて、平成23年度の本町の決算状況については、全ての会計において黒字決算で財政運営ができたところでございます。

平成23年度一般会計決算については、歳入は60億2,403万円余、歳出は54億5,241万円余となっております。歳入歳出の差し引きは5億7,162万円余でございます。繰越事業費1億338万円余を差し引いた実質収支は4億6,823万円余の黒字で、実質単年度収支は1億7,062万円余の黒字となっております。

歳入については、たばこ税率の改正などにより、町税が前年度比4.2%の増となっております。また、厳しい失業情勢を鑑み、雇用対策、地域資源活用推進費などが付加されました地方交付税については、2.6%の増となっております。その一方で、町債については、地方交付税

財源不足を補うための臨時財政対策債の減により、18.8%の減となっております。

歳出につきましては、義務的経費のうち、人件費及び公債費は減少しておりますが、扶助費は増加しております。また、投資的経費については、菊池小学校耐震大規模改修工事や、国の景気対策である地域活性化・きめ細かな臨時交付金などを活用し、公共事業を前倒しで取り組んだところですが、全体的に投資事業が減少したことにより、42.1%の減となっております。

次に、平成23年度の財政指標につきましては、経常収支比率が75.7%、財政力指数が0.41、実質公債費比率が11.2%、将来負担比率が14.7%となっており、財政力指数は0.013ポイント悪化しておりますが、経常収支比率は1.6ポイント、実質公債費比率は1.2ポイント、将来負担比率は12.2ポイントそれぞれ改善しているところでございます。

今後とも、健全財政を堅持しながら、住民福祉のより一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、決算の詳細につきましては、決算特別委員会において御説明させていただきます。

さて、今回の本議会定例会で御審議いただく議案としては、補正予算の専決処分の承認を求めることについてが2件、大刀洗町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の制定について、大刀洗町消防団の設置等に関する条例の一部改正などが3件、町道路線の認定について、一般会計補正予算及び国民健康保険会計、後期高齢者医療保険会計、下水道会計の各特別会計の補正予算、平成23年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定など、いずれも重要な案件を提案いたしております。

一般会計補正予算の内容は、主なものとして活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金、大刀洗小学校のプール改修工事、農林災害復旧工事などがございます。

また、町有財産の有効活用策として、廃保管庫を改修し、葬祭場を建設する事業費を再度計上させていただいております。葬祭場の運営は、町民の皆様の福祉の向上と自主財源の確保を目的とするものですが、副次的要素として雇用の創出や町内業者の振興などにもつながるものと考えております。

議員各位におかれましては、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 承認第4号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 日程第4、承認第4号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、議案の朗読を願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
承認第4号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） おはようございます。企画財政課の川原でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、承認第4号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分を求めることについて、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

今回、7月14日に起こりました九州北部豪雨により、下水道関連施設災害復旧のための予算等を、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

最初から4ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,731万円とするものでございます。

それでは、内容の説明を行います。

まず、歳出の6ページをお願いいたします。

歳出ですが、5款1項16目農業集落排水事業費です。28節繰出金として、下水道事業特別会計繰出金679万9,000円でございます。この後、特別会計のほうで詳しく説明があると思いますが、農業集落排水大堰処理センター等の復旧工事に伴う経費分として計上をしております。

7款3項2目公共下水道費28節繰出金公共下水道事業特別会計繰出金245万2,000円でございます。今回の計画停電対応に伴う経費分として、計上をしております。

10款1項3目九州北部豪雨災害復旧費11節需用費5万円、13節委託料、災害ごみ処分費として95万円を計上をしております。

次に、5ページの歳入について御説明いたします。

18款1項1目繰越金、前年度繰越金として1,025万1,000円を計上させていただいて

おります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

----- . ----- . -----

**日程第5. 承認第5号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の
専決処分の承認を求めることについて**

○議長（長野 正明） 日程第5、承認第5号平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

承認第5号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認
を求めることについて

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） おはようございます。建設課でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまより平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計の補正予算について、御説明いたします。

専決理由につきましては、朗読のとおりでございます。内容の説明をいたします。

最後のページをお願いしたいと思います。6ページでございます。

歳出から説明いたします。

1 款農業集落排水費 2 項農業集落排水費 4 目災害復旧費、補正額 1,180 万円でございます。
1 5 節工事請負費 1,180 万でございます。説明としまして、九州北部地区豪雨関連による大堰水処理センター施設復旧工事ですけど、これは480万円でございます。同じく九州北部豪雨関連マンホールポンプの配電盤ですけど、復旧工事が700万円でございます。

続きまして、2 款公共下水道費 1 項公共下水道費 1 目一般管理費、補正額 245 万 2,000 円、節にいきまして、1 1 節需用費 3 万円、これは燃料費発電機でございます。これにつきましては、計画停電、7月2日から9月7日、まあ、きょう終わっておるんですが、計画停電の通告がありまして、それに備えるための補正でございます。1 2 節役務費 3 万 2,000 円、計画停電用発

電機の管理運搬費でございます。13節委託料219万、計画停電用マンホールポンプ維持管理委託料でございます。48万円です。計画停電用汚泥運搬業務委託料が171万円でございます。14節使用料及び賃借料、これは20万円、計画停電による発電機のリースでございます。

次、5ページに上がっていただきまして、歳入のほうの説明をいたします。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額925万1,000円、内訳としまして一般会計繰入金、公共下水道分が245万2,000円でございます。一般会計繰入金、農業集落排水分が679万9,000円でございます。

下にいきまして、6款諸収入1項雑入1目雑入500万円でございます。これは、農業集落排水は、全国自治協会の災害共済保険に入っております。2分の1の保険費が出るということで想定して、500万円を計上させていただいております。

7款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業国庫補助金、補正額1,000円、災害関連農村生活環境施設災害復旧費補助でございます。結局、保険の2分の1補てん以外は、農林災害にかけたいということでございます。

以上でございます。御審議の上、採決していただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 山内でございます。6ページの、これは、公共下水道の公共下水道費なんですけど、13節委託料の13番の委託料。ここで、計画停電用汚泥運搬業務委託料というのは大体どういう委託をするんですか、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 山内議員の御質問にお答えいたします。

13節の委託料171万円でございますが、通常は発電機をリースして回すのが本当なんですけど、間に合わない場合、緊急に間に合わない場合は、バキュームカーの手配でございます。対象箇所がともかく全部で20カ所、4ブロックで20数カ所ございますので、それを回すことが、実際計画停電が発生した場合は非常に難しゅうございます。それで、171万円、これバキュームカーの手配料でございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 災害復旧費で、西原区のこの水没による水処理場の水没にかかって、配電盤とかが水浸しになったための費用だと思うんですが、その状況を少し詳しくお知らせ願えませんでしょうか。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 花等議員の御質問にお答えいたします。

まず、処理施設なんですけど、床上60センチまで水没しております。ちゅうことは、家屋内も60センチ水位が上がるとし、処理場本体、ボイラー関係も完全に水没しとるといような現状でございます。それとあと概略言いますと、あと配電盤関係は4基、4基が完全に70センチから1メートル10センチの範囲内で水没しております。ということは、完全に配電盤がつかった状態でございます。それで、内容としましては、詳しく、どこまで詳しく——。処理場につきましては、監視装置関係は、水没して全部いかれております。監視、処理場の処理する監視システムが完全水没してしまっております。それと、監視システム用のケーブル関係も水没して使い物にならなくなっております。あと電灯のコンセント関係も全部水没してもう使い物になりません。それとあとこれは処理場本体なんですけど、汚泥ポンプの動力配線関係も全部しまっております。汚泥ポンプの発動機も全部取りかえ状態になっております。水没して使い物になりません。それとペーパー計の取りかえ、ダッシュファンも完全に水没しております。

ちょっと概略ですけど、以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） ちょっとお尋ねします。歳出の一番最後に使用料及び賃借料とありますが、計画停電用発電機等リース料とありますが、これはやはりもう現場に常時据えてありますですか。もう一つ、その前に3万2,000円ちゅう計画停電用発電機等運搬費とありますが、これはどういう関連かちょっと説明をお願いいたします。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 平田議員の御質問にお答えいたします。

最初の御質問の20万円のリース料でございますが、実際は、45KVAの発電機だそうでございます。重さとしては3トンからあります。これにつきまして、一応現地には据えておりませんが、一応リース会社を決めておくと。予約、予約だけで20万円かかります。その予約を現在する言いながら、計画、やってませんので、これは完全に、計画停電がなくてもリース料として、押さえ賃として、支払わなければならない料金でございます。これ発電機だけでございます。

次の質問、御質問ですが、3万2,000円の計画停電用発電機の運搬費、これは場所としましては、どこに持っていかと申しますと、一番大きなポンプ場がありますのが、仕解田橋、山隈でございます。あそこが山隈の半分が全部集中して汚水が流れてきております。そこにこの45KVAですか、の発電機を据えないと処理が間に合わないという状態でございますので、そこまでの運搬費でございます。これは、実は使っておりませんので、場合によっては、12月補

正で落とさしていただく場合がございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 農業委員会委員の推薦について

○議長（長野 正明） 日程第6、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会の推薦する農業委員には本議会からの3人を推薦することになっております。お手元に配付の名簿のとおり、黒木徳勝君、長野まり子君、樋口安子君の3人を推薦の候補者にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。

次に、ただいま決定しました3人の方の議会としての推薦議決をします。この推薦議決については、地方自治法第117条の規定により、議員は除斥となりますので、議員の推薦議決の際には退席をお願いします。

最初に、黒木徳勝君の推薦について採決します。

黒木徳勝君、退席を求めます。

[黒木徳勝議員退席]

○議長（長野 正明） お諮りします。黒木徳勝君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、黒木徳勝君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

黒木徳勝君に議場に戻っていただきます。

[黒木徳勝議員着席]

○議長（長野 正明） 次に、長野まり子君の推薦について採決します。

お諮りします。長野まり子君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、長野まり子君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

次に、樋口安子君の推薦について採決します。

お諮りします。樋口安子君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、樋口安子君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

**日程第 7. 議案第 3 1 号 大刀洗町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の
制定について**

○議長（長野 正明） 日程第 7、議案第 3 1 号大刀洗町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第 3 1 号 大刀洗町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） おはようございます。総務課の棚町でございます。

それでは、議案第 3 1 号大刀洗町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、朗読がありましたように、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を法人その他の団体であつて、町が指定するものに管理を行わせるための指定の手続に関する条例を定めるものでございます。この条例は、一般的な基本的基準及び指定手続等を定める条例でございます。個別的な具体的な指示につきましては、指定管理者が行う業務の範囲や管理の基準については、それぞれの施設の設置管理条例等により対応していきたいというふうに思っております。

それでは、内容についてでございますが、先般からの全員協議会で御説明をいたしておりますので、簡潔に御説明をさせていただきます。

1 ページをお願いしたいと思います。

第 1 条、趣旨でございますが、先ほど提案理由に上げたとおりでございます。公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条で公募を定めております。第 1 号から第 8 号までの順に沿って、公募していきたいというふうに考えております。

第3条には、指定管理者の指定の申請をうたっております。

第4条でございますが、指定管理者の候補者の選定を定めております。第1号では、事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること、第2号では、事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること、次のページ、第3号事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること、括弧の4号では、前各号のほか、町長等が公の施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものについて別に定めるというふうにいたしております。

第5条につきましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定を定めております。

第6条では、指定管理者の指定でございます。町長等は、前2条の規定により選定した指定管理者の候補者を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとするというふうに定めております。また、2項では、遅滞なく、その旨を告示するということでございます。

第7条でございますが、協定の締結を規定をいたしております。指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならないというふうに定めております。

第8条では、事業報告書の作成及び提出、1号から4号までございます。

第9条では、業務報告の聴取等を定めております。

第10条では、指定の取消等。

第11条では、原状回復の義務。

第12条では、損害賠償義務。

第13条では、秘密保持義務等を定めております。

第14条では、委任でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるようにいたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 第5条の中間から、法人または公共団体若しくは公共的団体とありますが、この公共団体と公共的団体、具体的にはどういうところを指しますでしょうか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 全員協議会でも申し上げましたけれども、この地方自治法の法律が平成15年6月に改正をされまして、9月から施行をしておるところでございます。

その前は、管理運用主体としましては、公共団体あるいは公共的団体、市の出資法人等に限定をいたしておりましたが、この改正によりまして指定管理者制度が設けられまして、民間事業者等も幅広い団体に議会の議決が得れば指定ができるようになったものでございます。ただし、個人はできないというふうな、個人は除くようになっております。

そういうことで、法人もしくは団体、そういうものについて指定管理者制度が活用できるというところでございます。

○議長（長野 正明） ようございますか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 一般的な団体と公共団体、それとかその公共的団体っていうのは、どういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 公共団体はもう普通地方公共団体ですね、市町村とかありますし。また公共団体的といいましたら、どういうの、地区組合とかいろんなそういう公共的な団体があるかと思えます。

ただ、具体的に今ちょっとわかりませんが、どういった。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 質問にお答えします。

公共団体というのは、基本的には公益法人いわゆる今公益法人改革などやっておりますが、そういった公益財団、公益社団ですね。今ちょっと一般というふうなところで選別が行われておりますが、そういったものが当たってくると思えます。

そして、公益的団体というのは、例えばそうですね、生協とかであったりとか、例えば農協であったりとか、いわゆる民間に近い部分ではあるけれども、目的の公益性やもしくは税の軽減とか、そういった部分がある団体がこういったところに当たってくるかと思えます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第8. 議案第33号 大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第33号大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読を願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第 33 号 大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 住民課の山本です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第 33 号大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由は、先ほど朗読がありましたように、町の公の施設である大刀洗診療所の医師が、平成 25 年の 3 月 31 日をもって定年退職となります。したがって、平成 25 年 4 月 1 日以降の診療所の管理については、町長が指定する指定管理者に管理業務等の代行をすることができるように、所要の措置を講じるものでございます。

それでは、内容について説明申し上げますけれども、9 月 3 日に全員協議会で御説明申し上げましたので、簡潔に御説明いたしたいと思います。

それでは、ページを打ってませんが、1 ページのほうをおめくりいただきたいと思います。

第 1 条に、設置についてを規定いたしております。目的としまして、町民の健康保持に必要な医療等を提供するために、大刀洗町立大刀洗診療所を設置するものでございます。

第 2 条に、名称及び位置を掲げておりますけれども、診療所の名称及び位置は、次のとおりとするということで、現行と変更ございません。名称は大刀洗診療所、位置は大刀洗町大字高樋 1252 番地の 1 でございます。

第 3 条に、診療等の内容を規定いたしております。第 1 号から第 5 号については、現行の条例どおりでございます。6 号と 7 号に改めて文言をうたっているところでございます。

第 4 条は、指定管理者による管理ということでございます。これは先ほど申しましたように、地方自治法第 244 条の 2 の第 3 項の規定に基づき、診療所の管理を行わせる場合には、町長が指定した法人等に管理を行わせるように定めているものでございます。2 項については、その指定の手続に関する内容を規定いたしております。

第 5 条について、指定管理者の指定期間でございますけれども、これについては来年の 4 月 1 日から起算して、大体 10 年間という内容で規定をさしていただいております。

第 6 条でございます。指定管理者が行う業務でございます。指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとするので、先ほど説明いたしました第 3 条の第 1 号から第 7 号までの業務と、それから診療所等の維持管理に関する業務、そのほか前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要なものを認める業務というようになっております。

第 7 条に、診療受付時間及び休診日でございますけれども、これにつきましては、受付時間は、

利用者の利便を考慮し、町長と協議して指定管理者が定めるといふふうに規定をいたしております。第2項に休診日を掲げております。これは現行と変更がございません。

第8条の利用料金でございます。利用者は、指定管理者に診療所の利用に係る料金を納付しなければならないということ定めてます。具体的に申しますと、これは一部負担金を払うということになります。第2項に、利用料金は次に掲げる額とするということで、利用料金については、それぞれ健康保険法と高齢者の医療の確保に関する法律の規定により定められた、厚生労働大臣が定めた算定方法によって算定された額といふふうにもう決まっております。2号につきましては、前号に定めのない診療所に係る料金については、規則で定めるといふことになっております。具体的には、診療、診察、文書料とか診断料とかそういうものを定めることとなります。

それから3項でございます。町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるということにうたっております。これは指定管理者のほうが直接もう収入をするということになります。

第4項につきましては、指定管理者が下の2号に該当する場合には、利用料金を減額し、または免除することができるということで、官公署の請求によるものと、町長において免除の必要があると認めた場合ということを指定いたしております。

それから、第9条の原状回復義務と、第10条の損害賠償、第12条の指定管理者の秘密の保守保持義務については、先ほど議案第31号で述べた内容等を改めて再度こちらに掲げておるところでございます。

第11条の指定管理者が行う管理の基準については、指定管理者は、法令、この条例——後で決めますけど、この条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い、診療所の管理を行わなければならないといふふうに規定をいたしております。

第13条の委任でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるといふふうに規定をいたしております。

それから附則になります。まず施行期日でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行する。それから、第2項に、この条例の制定に伴いまして、廃止条例が3法ほどあります。1つは、現行の大刀洗町国民健康保険直営診療施設設置条例、それから大刀洗町大刀洗診療所医師の給与及び旅費等に関する条例、最後に大刀洗町大刀洗診療所特別会計財政調整積立金条例。

次に、一部改正が必要となるものが、大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。大刀洗町職員の定年に関する条例の一部を次のように改正するということで、第3条第1項、職員の定年は、年齢60歳とするに改めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） ４番、平山です。全協でも少し質問させていただいたんですが、こっちが正式な議事ですので改めてちょっと確認させていただきたいんですが、現在の医師が定年でおやめになるということで、新しく提案がされているかと思うんですが、引き続き町立で直営でこの診療所を運営していくと、そういう検討についてはなされなかったんでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 平山議員の御質問にお答えいたします。これにつきましては、全員協議会のほうで説明申し上げましたとおり、先生のほうの退職されるという意思がかたかったために、その後町長のほうと協議いたしまして、最終的には申しましたように、１８年の行政改革の中で民間等への委託とするのを受けまして、それに基づいて指定管理者制度に移行するのがいいだろうということで一応まとまりましたので、そういうことで指定管理者制度を設けるものでございます。

○議長（長野 正明） ４番、平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） 全国の診療所、公営の診療所というのは単に地域の一診療所という位置づけではなくて、公衆衛生の中核であるとか、あるいは予防医学として行政の保健局と連携して地域の病気を予防していく、あるいは早期にたたいていくといった、また別の役割があると思うんです。

で、町長も日ごろからおっしゃっているように、医療費がどんどん伸びていると、そういう中で予防と早期発見、早期治療といった役割がますます求められているのは共通の認識であろうと思います。そうした中で、この診療所が現在の医師のもとでは、円滑に運営されている、財政も健全に運営されている。こうした有利な条件のもとで、さらにこの公衆衛生といったものの原点に立ち返って、逆に民間ではない立場からの診療所が今の時期こそ逆に求められていると思うんですが、その辺の検討とか必要性については何か審議をされたんでしょうか。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 平山議員の質問にお答えいたします。

確かに今いらっしゃる先生、非常に頑張ってください、経営状況もとりあえず今のところいいということでございますけれども、今回その指定管理者を導入するのは必ずしも経営の効率性ということだけではなくて、平山議員がおっしゃったような公衆衛生、また予防医療、そういった点からも運営面だけではなく、そういった医療面に関するもしくはその予防医療に関するノウハウというものも考慮して、指定管理を導入させていただきたいというふうに考えております。

お一方どなたか医師を新しく来ていただくということもあるかと思いますが、今度指定管理者で団体として指定させていただく法人、法人として持っているそういったノウハウというものも、うまく活用させていただくことが、よりよい公衆衛生にもつながっていくんじゃないかなという

ふうにご考慮しておりますので、このような提案をさせてもらっておるところでございます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうしますと、指定管理の条例がもし成立した場合、公募なり、原則公募ということになるかと思いますが、その公募の条件として、この単なる、その単なるというか、純粋な民間の医院と違うその役割をまた条件として明文化してお願いすると、そういう可能性はあるんでしょうか。この条例ですと、ちょっと見当たらないんですけど。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 条例にはそこまではちょっと細かくは触れておりませんので、この前全協でお話しました、これからまず公募いたします。当然させていただきます、そこについては。この前全協でお話しましたように、これから公募の前提として考える仕様書、こちらのほうに当然公共的な公衆衛生部分で担っていただくことは載せていただいて、それにプラスアルファ、予防医療とかよりよい健康寿命を延ばすようなところの取り組みを入れていただくような、プラスアルファの部分も仕様書に載せていただくということを考えております。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） この条例案によれば、最後の附則で現在の（1）——次に掲げる条例を廃止するというので、（1）の国民健康保険直営診療所の設置条例を廃止するという事なんですけど、そちらの現在の廃止するとしている設置条例の第2条に、まさに、この診療施設の任務は何かということが書いてありますね、（2）でございますけど。本町における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること、そして（3）として国保及び保健施設に関する研究調査を行い、国民健康保険の健全な運営に貢献すること、まさにこれが町営の直営施設の設置目的であったわけです。それが、この今度の新しい条例に移行する場合は、これ全削除されている、全削除されてその目的がなくなっている。そしてその以降、第2条が廃止されて第3条以降の診察についての任務が行われていると、これやっぱり重大な後退だと思うんです。

先ほど申しました、逆に今からこういうことが必要になってくる事案だろうと、そして現在では大きな赤字も流していないという有利な条件のもとで、保健指導にも当たれるという分野であろうと思いますから、この際仮にこの条例が可決されて募集を開始された折でも、この第2条の理念をどこかにやはり生かしていただく、そして行政と連携して率先して町内の公衆衛生に当たっていただくと、そういうことがぜひともあらゆる面で、町民の健康増進という点でもあるいは町の歳出抑制、医療費の抑制という点でも必要だと思いますが、最後いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 質問されているあなたもよく御存じのとおりで、今までそういう理想どおりになってなかったから、だから今回はこのように変えて、より理想的な形に持っていきたいと

思っています。

前回の全協のときにもちよっと話しましたがけれども、もともとあの診療所はできた当初のことから考えれば、物すごくもう時代おくれの考えです。もうどこでも公営の診療所とかなくしているところが多いんです。というのは、やっぱり今の時代に合わないということで。ですから、あそこに残して今までのとおり誰か1人の医師を置いて、個人の医院と同じようなやり方をしててもしょうがないと。まあ、そういうことで、今回改めて町全体をどうか医療費を下げるような方策をとれないかなというのが一番の思いです。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 時代おくれという表現はちょっと賛同しかねますけれども、そういう全体を見る診療ということについてはよろしくお願ひしたいと。終わります。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 診療所問題はこれまでもいろいろ取り沙汰されてきておりまして、診療所を存続させるか、民営化するか、廃止にするかとか、いろんなことってというのは、もっと議論があってよかったのかなと思います。

で、執行部としては、執行部内で議論をされた上で、管理指定制度を導入を持ってこられたんだと思うんですが、もっと議会でも前の段階で、直営にするとか、今の医師に無償貸与して診療を続けてもらうとか、この指定管理者制度を導入するとか、あるいは全く民営化するとか、それとかもう一つはもう廃止をしてしまうとか、いろんな議論があったと思うんです。そういうところの議論をもっとしてよかったんじゃないかと思ひますけれども、あそこの管理指定者制度を導入した経緯というのも出てきておりますけれども、ほかのことも含めて、この管理指定者制度を導入しようとしているところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 済いません、質問をお答えします。今指定管理を進めているところがどこかあるかということですか。

○議員（8番 花等 順子） いえ、いろいろ診療所に関しては、このまま直営でやっていくとか、今の医師に無償貸与して経営をしてもらうとか、管理指定者を導入するとか、それから何がありますか、民営化をするとか、それともう廃止をしてしまう。いろんな議論があってしかるべきだろうと思うんです。その中で管理指定者制度を導入されたということは、どういう経緯というかどういう理由でこの選択をなさったのかというのをお聞きしております。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） いろいろそういうふうな議論があって当たり前というか、そういうあなたの言うことはわかるけど、現実には今の友清先生がやめるということをはっきり意思表示をされ

ないと、そういう協議はできないんです。今いる段階から、あの診療所はもう廃止するかそういうふうな検討できないです。

やっぱり、一番問題は地元の方たちが、今の先生がいなくても診療所としては機能はちゃんととってほしいという、そういう希望がありますから、そういうところ辺を無視して、廃止とかそういう検討はできないです。

で、一番やっぱり考えなければいけないことは、町立の診療所として持つのに、ただ個人の医院と同じようなことをあの付近でやってもらっても困るのではないかというのは、それはもうずっと以前からそういう感じを持っておりましたから、今回定年でやめられるということですから、違った形で町全体の面倒を見るような仕組みをつくっていきたいと、そんなふうに思っています。

ですから、それは何でまた、何でも議会にもうちょっとどうして諮らなかつたかちゅうのを必ずそういうふうに言われるけれども、これから先のことを考えて、今年度いっぱいということは来年の3月までですから、そういうことをいろいろやっても、実際来てくれる人があればいいけれども、個人でまたすぐかわりに来てくれる人なんてそう簡単に見つからないと思うんです。ですから、そういうことよりも、ちゃんと、何ていいますか、組織として動いてやってるようなところをお願いしたほうがいいだろうと、そういう思いであります。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） それで、今町長おっしゃいました管理指定制度を公募して、もし応募がなかった場合はどう考えてありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） なかった場合というか、幾らかは可能性があるということをそれはもう当たってますから、ないことはないです。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） この前全協の中でもちょっと発言しましたが、この条例の中にはその条件、建物の改修でありますとか、新しい機械の導入とか、そういうことについては全然うたってありませんけれども、何かそういうどこまでするのか、結局管理指定者制度を入れたために、町の負担がとて大きくなるっていう可能性もあるのかなあと考えられるんですが、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） その部分は、全協前でもちょっとほかの指定管理等を導入しているところに少し聞いたりはおしておるんですけども、やはり物によってそれは自治体側なのか、指定管理者側なのかっていう物の性質によって変わってきますので、それはなかなか前もって決めるこ

とは難しいので、その都度に協議していくというふうな形をとってるところの例が多いようです、幾つか聞きましたら。

ただ、一つの観点としては、例えば備品とかでいうと、耐用年数ございますですね。だから、例えばの話ですけれども、今回10年の指定というところで条例案出させてもらってますので、10年間で償却できるものについては、例えばその指定管理のほうで負担していただくとか、何かそういうふうな一つの尺度を持って、これからその事務的な部分は検討させてもらいたいなと思っております。

ただ、施設に関しても、そのもの、ものによってちょっとなかなか逐一には言いにくいというか、そういう部分で考えています。ただ、町のほうが過大な負担をするというふうなことにはならないかと考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ちょっと議題変わりますが、この前の全協の中で、現在の医師に再任用を提案したところ断られたっていうことですが、再任用の金額提示とかがあったんでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 花等議員の質問にお答えいたします。

再任用という形で一般的に県職とかが行われております、7割というような形で行われます。で、7割というような提示はいたしております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

**日程第9. 議案第34号 大刀洗町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について**

○議長（長野 正明） 日程第9、議案第34号大刀洗町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読を願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第34号 大刀洗町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） それでは、議案第34号大刀洗町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、大刀洗町消防団の設置等に関する条例の根拠法であります消防組織法の一部改正がございまして、それに伴い、この条例を改正するものでございます。

一番最後のページをお願いしたいと思います。ここに条例の新旧対照表をつけております。旧のほうの下線をつけている部分、第15条第1項、これが改正によりまして18条の第1項に改正されたものでございます。消防団の設置、名称及び区域は条例で定める条文でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

.

日程第10. 議案第35号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第35号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....

議案第35号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） それでは、議案第35号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、朗読がありましたように、大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の根拠法でございます消防組織法の一部改正に伴いまして、この条例を改正するものでございます。

最後のページをお願いしたいと思います。

新旧対照表を載せておりますが、旧のほうのアンダーラインを新のほうのアンダーラインのほうに改正をするものでございます。

第19条の第2項が、消防団員の定員は条例で定めるとなっております。

第23条第1項は、消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務等を条例で定めなさいというような条文に変更されたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第36号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第36号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

議案第36号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） それでは、議案第36号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

提案理由でございますが、朗読がありましたように、大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の根拠法であります消防組織法の一部改正に伴い、この条例を改正する必要が生じたものでございます。

それでは、最後のページをお願いいたします。

新旧対照表を載せておりますが、旧の下線を引いております第15条の8が、改正では第25条になるわけでございます。この組織法の条文でございますが、消防団員で非常勤の者が退職した場合においては、市町村は条例で定めるところにより、その者に退職報償金を支給しなければならないという条文でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 10番、森田でございます。ちょっと一つだけお尋ねしたいことがあります。こういうものが34、35、36というのが提案されておるんですが、この場合事前に、議会にも消防委員というのがおりますが、ここに合議するという必要はなかったんでしょうか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） お答えいたします。

そういう過去の経緯で申しますと、合議してませんでしたので、今後やっぱり消防委員の役割もございまして、大事なことについては、今後そういう委員会を持てればいいなというふうに考えているところでございます。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 私、この消防委員の委員長として、今まで何があっても一言も話がないということで、ちょっと非常におかしいなと思っておりましたものですから、ちょうどいい機会だったからお尋ねしたんですが。

何かありましたら、ぜひ消防委員も4人おりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかにございせんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第37号 町道路線の認定について

○議長（長野 正明） 日程第12、議案第37号町道路線の認定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第37号 町道路線の認定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 建設課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第37号町道路線の認定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

提案理由は朗読のとおりでございます。一番最後のページをめくっていただきたいと思っております。場所的に言いますと、西本郷に住吉地区から右のほうに国道322のバイパスが通っております。右側のほうの上へ上がっていったのが、本郷基山S線でございます。その裏通り、ちょうど甲条に行く道をずっと、甲条線という39号線が走っておりますが、その分の路線と今度は南側の

ほうに541号線、中部36号線、これ去年の町道認定で4メートル50付近ございますが、その部分が認定された道路でございます。その中間、甲条中央線と中部36号線の中の里道を今回町道認定をしまして、5メートルの道路拡幅をしていただきたいという陳情が来ております。関係者の同意は全部とれております、用地買収から工事までです。

これ、なぜ今回上げたかと言いますと、山隈地区の中島ですか、中島と甲条地区、西本郷の住吉地区からの中学生の通学道路になっております、現状ですね。通学道路指定ではございませんが、この現況3メートルの狭い道路を現在中学生が通っております。なぜかと言いますと、ここ真南にすぐ中学校がございます。一番近いんですよ、ルートの。それで、地元から熱心な陳情がございまして、今回道路改良前提の町道認定を上程したわけでございます。

御審議の上、御承認願いますようによろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 5番、山田です。お尋ねします。

この町道認定ちゅうのは、例えばこのような3メートルであっても、4メートル以上になるという確約があれば町道認定できるちゅうか、私は、ちょっと逆に約4メートル以上になってないと町道認定できないかと思ってましたんで、その辺をちょっとどのようになっているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 山田議員の御質問にお答えいたします。

町道認定は要綱上は、2メートル、2メートル以上あれば町道認定は可能になっております、認定だけはですね。4メートルというのは、都市計画のセットバックの関係で4メートルちゅう認識があるかと思われませんが、通常は要綱上は2メートルでございます。2メートル以上あれば町道認定は可能と。

ただ、この今回37号の議案につきましては、現況3メートルございます。圃場整備でつくられた道路だというふうに解釈しておりますが、実際1台車が通ったら、実際横、子供たち——主に中学生なんです、中学生がずっと南下してくるわけです、南の方へ、通学でですね。そうした場合は、畑のほうにもう逃げてるんです、畑の中に。それで、非常に、やはり我々も現地を見まして、危ないと。地元の区長さんからも再三にわたり、町道認定して5メートルの用地買収の了解とれてますから、改良の要望が出ておりますので、検討してくださいということでございました。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

○議員（5番 山田 英敏） はい。結構です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ここは確かに中学生が通学しておりますが、その要望としては地権者からの要望って私は聞いてるんですが、中学校ですとかそういう保護者からの要望というよりも、地権者からの要望が強かったんじゃないでしょうか。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 花等議員の質問にお答えいたします。

我々は、直接地権者からの要望は聞いておりません。あくまでも、区の行政区の代表者である西本郷の区長さんから要望が上がってきております。確かに花等議員さんが申し上げられるとおり、地権者も道が狭くて困ってあるんですよ、本当。まあ、通学路もありますけど、その関係があつてからの話だと思うんですが、我々地権者の同意は全部もらった印鑑ありますけど、直接の話はあくまでも区長さんからの申し入れでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時37分

.....

再開 午前10時50分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど花等議員から公共団体と公共的団体、それについて説明があるそうでございます。では、佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 議案33号で、花等議員から質問ございました件について、ちょっと済いません、補足でお話させていただきます。公共団体については、国から設立の目的を与えられて設立した法人ということで、具体的に言いますと、私どものような地方公共団体、土地改良区、土地区画整理組合、健康保険組合、こういったものがございまして、こういった団体の特徴としては、公権力の行使ができるような団体というふうなところになっております。一方で公共的団体については、前の答弁で申しましたとおり、やはり具体的なところで言うと、農協とか、商工会議所もしくは社会福祉法人など、いわゆる民間の団体になるんですけれども、やはりその目的として公共的な部分を担っているというふうな団体になってくるということで、その違いがあると思います。

以上でございます。

○議長（長野 正明） それともう1件、建設課長のほうから先ほどの町道の認定についての地図上の誤りを訂正したいということでございますので、説明をしていただきます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 建設課でございます。先ほどの議案37号の最終ページの図面をお開きください。地図上の表示を間違いまして、本題の部分は合ってるんですが、横のほうに彼坪ちゅう表示しております。これはミスプリントでございます。西本郷に訂正方お願いしたいと思います。本当に申しわけございませんでした。彼坪は下高橋でございますので、本当申しわけございません、西本郷でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

日程第13. 議案第38号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（長野 正明） それでは、日程第13、議案第38号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第38号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 企画財政課の川原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

先ほど朗読がありましたように、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,336万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ56億9,067万6,000円とするものでございます。

今回の主な補正でございますが、葬祭場建設事業費、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金、また、大刀洗小プール改修工事等の予算を計上しております。

また、第2条では、債務負担行為の追加を、「第2表債務負担行為補正」とするものでございます。

次に、第3条で地方債の追加及び変更を「第3表地方債補正」とするものでございます。

それでは、内容の説明を行いますので、歳出の12ページをお願いいたします。

12ページですが、歳出の2款1項総務費の一般管理費でございます。

まず1、1節報酬でございますが、一番上のところに非常勤嘱託職員報酬（建築士）となって

おります。また、下に、勤務手当ということで合わせて171万9,000円でございます。町の施設の改修や工事などの管財業務を指導助言していただける方を採用するという予定で、6カ月分の計上をさせていただいております。

2節給料ですが、人事異動による組み替え等でございます。あと、職員の人件費等につきましては、この後省かせていただきます。

9節の旅費、東京財団法人育成研修旅費100万円ですが、及び19節の負担金補助及び交付金の中の参加負担金5万円につきましては、今回予定しておりましたけれども、該当がなかったので減額をしておるところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

真ん中の2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。13節委託料、附票連携システム導入委託料及び18節備品購入費、附票連携システム連携サーバー機器、合わせて556万5,000円でございますが、これにつきましては、戸籍と住基のシステムを連携して、住基のデータを戸籍の附票に反映させるシステムの導入委託料でございます。7月の法改正で可能となったということで、今の時期に導入すればコストがかからないということで、今回補正に計上をさせていただいております。

次に、14ページをお願いいたします。

2款4項1目の選挙管理委員会費、選挙管理委員の報酬等で上がっておりますが、これは非常勤特別職の報酬については、3月議会で報酬額が改正されております。4月より施行された分の差額であります。あと、同じような特別職の報酬については、説明を省かせていただきます。

2款5項3目の経済センサス活動調査費、これは財源の組み替えでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

3款1項2目の障害児者自立支援費でございます。13節委託料、障害福祉サービス法改正システム修正委託料でございます。32万7,000円、法改正により障害児分を追加するためのシステム修正委託料でございます。23節償還金利子及び割引料でございます。9万9,000円、高額障害者福祉サービス費償還金、限度額を超えた分の償還金でございます。

3款1項5目防犯推進費でございます。15節工事請負費、防犯灯設置工事費として30万円、これは、今回落雷等での故障ほか、3カ所の要望がっております。その3カ所分の工事費が上がっております。

9目介護予防事業費、13委託料、健康運動コーディネーター養成等委託料でございます。これにつきましては、現在町で進めております健脚度調査等の指導をもとに、今回運動指導等をしていく指導者の育成費の委託料でございます。14節使用料及び賃借料、水中健康講座プール使用料として12万円、1月から3月まで3カ月で、膝とか肩とかの関節の体操を、プールを利用

してする分のプール使用料として計上をされています。

12目国民健康保険費28節繰出金ですが、国保会計繰出金です。職員給与費等で323万6,000円、これは人事異動に伴う人件費の組み替え分です。

13目老人保健及び後期高齢者医療保険費、28繰出金、後期高齢者医療保険特別会計事務費繰出金、これも同じく、これは産休等に伴う人件費組み替え分として、326万3,000円計上しております。

14目指定介護予防支援事業、地域包括支援センター事業、これは実績で旅費の不足した分を7万円計上させていただいております。

次に、16ページをお願いいたします。

3款民生費の2項児童福祉費2目児童措置費でございます。23節償還金利子及び割引料で、23年度子ども手当交付金返還金ということで、これは、24年の3、4月分、2カ月分を多くもらっていた分の返還金ということになっています。

それから、4款1項14目大刀洗葬祭場建設事業費でございます。これにつきましては、先日の全員協議会の中で、詳しく御説明をさせていただいたところです。

主なものとして、委託料が400万円、基本・実施設計委託料、工事監理委託料等でございます。15節工事請負費、葬祭場建設工事費として1億7,000万円、本体工事が1億4,000万円、駐車場等の外構の工事費が3,000万円という、合わせて1億7,000万円となっております。また、18節備品購入費として祭壇等の関連備品2,000万円を計上させていただいております。合わせて1億9,422万円を計上させていただいております。

財源としましては、市町村宝くじ交付金が4,300万円、公共施設整備基金として9,700万円、一般財源として5,422万円という内訳となっております。

17ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費です。13委託料、小型焼却炉撤去解体委託料でございます。当初予算で5基分を計上しておりましたけれども、その後、3カ所まだ撤去の必要があるということで、追加で3カ所分の撤去費用を計上をさせていただいております。800万円となっております。

次に、5款1項4目農業総務費でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。九州北部豪雨農林漁業災害対策資金利子補給として10万円、これは頭出しとして10万円計上をしております。県の2分の1、町の2分の1ということで計上させていただいております。

次に、18ページをお願いいたします。

5款1項6目の農地・水保全管理共同活動支援事業費については、財源の組み替えです。

9目活力ある高収益型園芸産地育成事業費、19負担金補助及び交付金でございます。活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金ということで、説明にも書いてありますように、今回6月

に追加要望があった分の補助として認められた分、2名分でございます。合わせて2,036万9,000円となっています。

15目農村環境整備費15節工事請負費、豪雨災害農道等補修工事費、これは、災害の補助に乗らなかった分、町内5カ所程度の補修工事の分が上がっております。150万円を計上させていただきます。

16目農業集落排水事業費28節繰出金ですが、下水道事業特別会計繰出金、これは、農業集落排水分でございます。

次に、6款1項2目観光費、これは、観光パンフレットの追加印刷費として、20万計上をさせていただきます。

5目雇用対策費でございます。今回4つの事業を計上をさせていただきます。

それぞれ節ごとに上げておりますが、一つは、校区センターにおけるインターネット環境整備ということで、校区センターでホームページなりフェイスブック等を利用できるような環境の整備と、利用できるような指導を含めたところで、合わせて230万円。

2つ目が、切支丹関係資料整理ということで、教会の横にあります今は個人の資料を活用するための資料調査と整理を行い、リストを作成するというので、合わせて299万2,000円となっております。

3つ目として、小中学校緊急介助員雇用事業となっております。特別支援学級や通級指導教室で、先生と役割分担して、きめ細かな指導を行うための人員をとということで、小学校4名、中学校3名、7名の方を採用するというので、合わせて578万8,000円となっております。

4つ目の事業として、特定健診事後調査事業ということで、国保被保険者を対象に、特定健診を実施、その受診率アップのための個別訪問等による受診の奨励、事後整理の事業として合わせて100万円、4つの事業を合わせまして1,208万円を計上をさせていただきます。

次に、20ページをお願いいたします。

7款1項1目土木総務費でございます。8節報償費、35万円ですが、今行っております裁判に伴う弁護士の謝礼として、今までかかった分が計上をされております。

7款3項2目公共下水道費28節繰出金、下水道事業特別会計繰出金、これは公共下水道分として200万円計上をしております。

21ページをお願いいたします。

9款1項4目大刀洗町学力向上推進事業費1節報酬、学力向上町民会議報酬として21万6,000円、これは、各学校で会議が行われていますが、全員参加したいとの要望で、追加で計上させていただきます。

それから、4の4節の共済費及び7の賃金のところですが、学校支援員兼教育支援学校コーデ

インターネットの社会保険料と賃金でございます。当初165日分を予定しておりましたが、200日が必要ということで、その差額分を計上させていただいております。

次に、9款2項1目一般管理費12節役務費ですが、インターネット用フィルタリングライセンス更新料ということで、これはインターネットを見るときに、どこでもアクセスできないような制限するフィルターがあります。それが今年度で切れるということで、3カ年分、4小学校分、合わせて162万1,000円でございます。

次から、9款2項2目から、それぞれ小学校ごとに大堰小学校、本郷小学校、次のページに大刀洗小学校、菊池小学校と上がっております。これは、各学校で予算配分をして、その執行を今任せてあります。前年度分の予算残については、その学校で必要なものに予算計上していいようにされてあるということで、その分が今回2目から5目まで、それぞれ学校ごとに上がっております。

次の22ページをお願いいたします。

9款2項7目小学校改築費でございます。13節の委託料及び工事費のほうに、大刀洗小学校プール改修工事監理業務委託料と工事請負費が上がっております。プールの改修については、合わせて4,138万9,000円となっております。また、工事請負費のほうに、菊池小学校多目的ホール改修工事請負費ということで315万円、これは、通級指導教室のための改修工事費が防音施設など特殊な工事、足りなかった分が今回計上をされております。

次に、9款3項1目一般管理費12の役務費、これについては、先ほど言いましたインターネットのフィルター更新費が、中学校分が上がっております。

9款3項2目大刀洗中学校費11需用費、これは消耗品及び修繕料が上がっております。営繕修理ということで屋内運動場水銀灯の交換2カ所、玄関手すりの取り替え等、消耗品と修繕料合わせて92万8,000円を計上をさせていただいております。

次に、4目外国青年招致事業費18節備品購入費、エアコンの取り替えです。外国語指導助手の借りている部屋のエアコンの故障のための取り替え費として13万3,000円計上しております。

次に、23ページをお願いします。

9款5項6目青少年学校外活動事業費8節の報償費ですが、子供料理教室講師謝金として、当初10回分の計上をしてございましたけれども、予定より人数が多く集まったということで、今回4回分の追加を計上させていただいております。4万円です。

9目文化財調査事務所費18節備品購入費、遺物保管庫としてユニットハウスを予算計上しております。170万円、これは今、現在灰保管庫に収納してる分の収納をするための保管庫ということです。

次に、14目文化財発掘受託調査費、これは、県土整備事務所からの受託事業ということで、主に賃金が100万8,000円、ほか整理費のほうで39万6,000円ということで、合わせて302万1,000円を計上させていただいております。これは県道塔ノ瀬十文字小郡線の歩道設置に伴う分でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

9款6項1目保健体育総務費でございます。11需用費、これは、町民体育大会用のビブス、今までゼッケンを利用しておりますけれども、もう古くなって新しく10枚セットの分を25セット計上されております。また、役員のユニホーム、帽子ということで移動等の分です。合わせて41万9,000円となっております。

6目上下グラウンド管理費15節工事請負費ですが、ネットフェンス拡張工事費ということで、開発公社の上下団地のところの工場用地を現在グラウンドとして利用しております。その1.5メートルの低いところの、追加して3メートルにする分の工事費でございます。46万9,000円となっております。

続いて、10款1項1目農業災害復旧費15節工事請負費です。農業災害復旧工事費、これは九州北部豪雨災害農道等の補修工事ということで、300万円上がっております。

11款1項1目公債費ですが、23節償還金利子及び割引料ということで、長期償還金の不足分が24万1,000円計上させていただいております。2目利子として、同じく長期債利子として572万9,000円の減額となっております。

続きまして、歳入に入ります。8ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入の8款1項1目地方特例交付金でございます。子ども手当特例交付金、減収補てん特例交付金、これは額が確定しましたので1,303万3,000円減額となっております。

9款1項1目地方交付税、これにつきましても1,244万3,000円、額が確定したものの減額でございます。

11款1項1目民生費分担金、これは歳出で説明しました防犯灯設置工事費の分担金でございます。10分の2が、地元の負担となっております、その分の6万円。同じく4目災害復旧費分担金として、農業災害復旧工事の地元分担金として、10分の2で59万9,000円を計上しております。

13款1項1目民生費国庫負担金でございますが、補正額としまして合計2,566万6,000円減額をしております。これは、まず1節社会福祉費負担金につきましては、額が確定しておりますので4万9,000円、それから4節子ども手当負担金、これは、24年の2月、3月分の額が確定しましたので、マイナス1億8,877万7,000円となっております。それから、5節の被用者児童手当負担金及び6節の非被用者児童手当負担金につきましては、新制度

の額が確定しましたので、それぞれ1億3,123万3,000円、3,182万9,000円計上をしております。

それから9ページ、13款2項4目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金ということで、これは菊池小学校の多目的ホールの改修工事費分でございます。111万4,000円。5目災害復旧費国庫補助金1節災害復旧費補助金、これは農業災害復旧補助金の分の10分の6ということで180万円。

続いて、14款1項1目民生費県負担金でございます。これは国庫のところで説明しました分が上がっております。県の割合については、社会福祉費負担金については、4分の1で上がっております。それから、4節の子ども手当負担金、これは2月、3月分の額が確定した分の県費負担金です。

5節3歳未満被用者児童手当負担金から8節の小学校修了後中学校修了前負担金につきましては、児童手当法が24年3月31日改正で、2月に切りかわったということで、制度改正に伴う分です。新制度の交付金の額が決定したということで、合わせて3,349万8,000円を計上をしております。

次に、14款2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金ですが、県障害者自立支援臨時対策事業補助金ということで32万1,000円、それから、4目農業水産業費県補助金でございます。1節農業費補助金、農業委員会交付金4万1,000円の減額、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金、これは先ほど歳出で説明した分の県の補助分でございます。298万7,000円。それから、農地・水保全管理支払推進交付金（共同活動支援分）、事業費補助の増加分で3万1,000円、それから、5目商工費県補助金1節商工費補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金で、額が確定した分です。これは先ほど、歳出で説明しました4事業の131万3,000円となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

14款3項1目総務費委託金、これは4節統計調査費委託金、経済センサス委託料の額が確定した分です。マイナス5万7,000円、5目教育費委託金、埋蔵文化財発掘調査委託金として、県の受託事業分がそのまま302万1,000円上がっております。

17款2項1目基金繰入金でございます。補正額1億4,000万円、これは、1公共施設整備基金繰入金、これは先ほど説明しました公共施設整備基金繰入金で大刀洗葬祭場建設事業に伴うものとして9,700万円、それから、6節の教育施設整備基金繰入金、教育施設として4,300万円、これは大刀洗小学校プール改修、菊池小学校多目的ホール改修分でございます。

次に、18款1項1目繰越金、前年度繰越金として1億5,110万8,000円を計上しております。

19款4項1目雑入、東京財団育成事業ができなかった分の減額、5万4,900円、市町村振興宝くじサマージャンボ交付金として4,300万円、水中健康講座個人負担金として4万円、農業者年金事務委託金として額が確定した分、マイナス1万5,000円が計上されております。

最後に11ページですが、20款1項1目臨時財政対策債として、臨時財政対策債が732万7,000円減額、それから4目の教育債、学校教育施設整備等整備事業債、菊池小学校多目的ホール改修分として1,020万円計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

冒頭に言いました負担行為の補正でございます。「第2表債務負担行為補正」でございます。追加として、九州北部豪雨農林漁業災害対策資金利子補給金として、期間が平成24年度から平成31年度まで、限度額として新規貸付に係る利子補給額としております。

次に、5ページをお願いいたします。「第3表地方債補正」でございます。

1、追加でございます。学校教育施設等整備事業債として、限度額1,020万円、起債の方法、証書借り入れ、利率が5%以内、償還方法として、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定することによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる、というふうにしております。

また、2番、変更でございますが、臨時財政対策債として、補正前としましては限度額2億7,000万円が、補正後は2億6,267万3,000円になります。あと、起債の方法、利率償還方法は変更なしということです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山です。葬祭場につきましても先日全協で、若干の追加説明いただいたところですが、本会議のほうが正式な議事でございますので、改めて質問させていただきますが、自治体が町の予算を投入して収益事業へ進出するに当たっては、既存の事業者の収益への影響を最大限にとどめるように、当然最大限の配慮が必要と思いますが、前回6月議会でこれ、提案されて認められなかったわけですが、前回以降、既存の事業者との協議なり配慮なりというのが進んだんでしょうか、その点いかがですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。既存の葬祭業者等とは、特に今回協議はしておりません。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） もう1点確認したいんですが、先日の全員協議会では、この財源、

建設の財源は町の税金じゃないじゃないかというふうに、非常に反論受けたんですが、この財源見ておきますと、宝くじ交付金が4,300万円、それから一般財源5,422万円ですね。それから、公共基金の積み立てが9,700万円ということですが、これは、当然町の税金と言うと、厳密には語弊があるかもしれませんが、当然町の公金、町の予算を使ってこの葬祭場をつくるんだと、そういう認識では間違いないですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今、御質問がありましたように、財源としては4,300万円が宝くじの交付金、それから、9,700万円が公共施設の整備基金の繰り入れとなっております。ただ、この2つにつきましては、公共施設については、公共施設を整備するための基金でございます。それから、宝くじ交付金につきましても、今回交付されるということで直接今町の予算を削ってとかという、町の予算を圧迫するとか、そういう、できるだけ町の財政に影響がないという形の財源を予定しておりますので、大きく町の財政に影響はしないというふうに思っております。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 一般財源からの持ち出しが少ないじゃないかという表現については、それはそのとおりかもしれないけれども、税金ではないじゃないかという主張については、これ当然違うというか、当然町の公金です。宝くじも引っ張ってこられたのは町長の手腕かもしれないけど、何にでも使っていいわけですから、で、これをどう使うかというのは、当然他の財源と同じく、審議、公平に審議をされないといけないと思います。

前回、町長が、ほとんど大刀洗町の葬祭の多くを受託している事業者については、町内の業者でもないし、それからもう、純粋な大手か民間とも言えないから、町が収益事業に進出するに当たっては、特に協議の必要もないということをおっしゃってたんですが、認識は今でも町長、そういうお考えなんですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） はい、変わりません。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 町長が御自身の資金を使って、葬祭業に乗り出すのであるのであれば、私は一切文句は言いませんし、むしろ応援するかもしれない。しかし、（発言する者あり）議長、何か言ってますよ、不規則発言。何か不穏当な発言してます。

○議長（長野 正明） 発言は、議長の許可を得て発言をお願いします。

○議員（4番 平山 賢治） 今、ちょっと品位に欠ける不適切な発言がありましたので反省を求めます。

だから、文句言いませんよ。ただ、町の公金、町の予算を使って、その既存の事業者が事業をやっているところに入って、その8割をいただくんだということに対しては、現代の資本主義経済の原則に最も反する。御自身が180度、どうかすると憲法にも抵触するような行為と思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この間の全員協議会のときでも話したけど、この今これらの予算が、工事費、工事費としては1億7,000万円上がっていますけども、建築工事が大体1億4,000万円ぐらいの予定、それから周辺を整備するのが3,000万円ぐらいということで、合計で1億7,000万。で、これは今の何ていいますか、予算というか、手を挙げてますけども、実際設計ができて入札をすれば2割ぐらいは安くなる可能性があるんで、あれですけども。もともとのお金は、宝くじの交付金1億円、まずもう来てるんですよ、既に。去年取ってきたやつがあるんで、1億円。それとあと4,200万円ぐらいかな。4,300万、それは今年度末に入るんです。だから、そのお金を主に使うということですから、税金ではないよちゅうのは何回も言ったでしょ。そういうことなんですよ。

それで、今大刀洗の町内でどなたかがやっているとか、そういうことであれば、今、平山議員が言われるようなことは考えんといかんかしらんけど、実際に大刀洗町でやってないんだから。よそでやっているのに、そこまでいろいろ配慮してとかそんなことは関係ないんじゃないですか、誰がやろうと。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） どうも何かそこがうまくかみ合わないところです。安く建設できますとか、あるいは住民の福祉の向上を狙っていきますと。それから、例えば、簡素で低価格な葬儀をやっていきます、そういう目的はいいんですよ、一つは。それはそれでいいんだけど、いいんだけど、仮にそれを実現するための方法として建設するのと、現在の既存の事業者との協議ができていないと、全く別問題だと思うんですよ。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 全然あんたとは意見が合わんけど。なぜ、既存の業者と、話さんといかんですか。大刀洗にいないんですよ。そんなばかなこと言わないでくださいよ。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 大刀洗に本社がないとは言っても、大刀洗、当然何もなかったところから現在大刀洗町内住民の葬祭を営んでいるし、実際その大刀洗も視野に入れた土地に例えば葬祭場を建設するなど、設備投資それから資本投下、営業活動をされているわけですよ、いわゆる経済原則にのっとって。それに対して行政が何の予兆もなく、今から町内に業者がないので

やらしていただきます、8割いただきますと言うのは、要するに町の信用にもかかわる問題だと思うんです。どうも大刀洗町にかかわって大刀洗町で事業をやっていると、大刀洗町のためを対象に事業をやっても、突然町が、もうかりそうだからと収益事業に進出してきて持っていくと。そうなると、怖いから大刀洗町に関する投資はしとかないでおこうという、民間の意識すら私は芽生えてくると思うんですが。それは、仮に町内業者とか町内に設備投資がないとしてもですよ。その辺、いかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） あなたが、かばってある業者というか、団体は、もともとはつきり言えば、JAたいね。JAこそが、民業を圧迫しながら商売しとる会社じゃないですか。だって、スーパーもやっている、ガソリンスタンドもやっている、金融もやっている、何でもやっている。たまには電気製品も売ったり、何でもかんでもやっている。それは民業圧迫しながら商売してるじゃないですか。そういう人を相手に、そこまで共産党がかばうって、不思議でしょうがない。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 私はその相手がどこだからかばうとか、どこだからけんかしかけてもいいということは一切ないんです。たまたま、今、町内で受けてある方がそういう特定の方かもしれないけども、相手が一番受けてある方がどうであれ、それからその事業者さんが今までその民業さんとどういう取り方をしてたというのは、またそれは民業とその事業者の問題であって、私がここで質問することではありません。

しかし、この町の公の公金を使って入ってくる、入れるっていうのは全くこれ性格が違います。ですから、その点を申し上げておるんで、相手が何か今まで悪いことをして、民に対して悪いことしてきたから、こっちがそういう公金使って何の協議もせずいきなり持っていったっていいんだという理屈は成り立たないと思うんですけど。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 協議をする必要は全くないと、そのように思っています。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） じゃあ、最後になりますが、また最終日にやらさせていただきますけど。この前ちょっと質問のほうで説明を受けたときにちょっとわからなかったんですが、仮にこれができた場合、職員さん、社員さんが雇用されるわけですが、その司会とかのほうは、派遣、発注される、外注されるということなんですが、例えば、花なり弁当なりというのは、どの辺どこまで考えて、どこからどう発注されるというか、社員が業者に発注されるのか、外注されるのか、その辺のお考えはどうですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まだ、具体的な運営の細かいところは十分協議をしておりますけれども、今の時点では、町内の業者を優先に、例えば花でありましたら町内の業者を優先に、いろんなパターンがあると思いますので、幾つかの業者を例えば順番にとか、1つではなくて幾つかの業者で競争していただいて同じ金額でできるだけいい物を提供していただくような、これは食事、料理等についても同じですけども、できるだけ町内の業者を優先して、幾つかの業者でそういう事業に入ってもらようなことで進めていきたいと思っております。

それにつきましては、まず最初に打ち合わせを採用した職員がまずしますので、そのときにそういう説明なりをして業者を決定していくという形で、その説明する職員のほうが連絡をするような形で、そういう仕組みをつくる予定にしております。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

答弁ですか。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 済みません。先ほどの前の平山議員の御質問についてちょっと補足という形なんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） はい。

○副町長（佐藤 嘉洋） 平山議員おっしゃっている民間業者のほう、大部分は御存じのとおり、ほとんど農協さんのほうでやっていたような状況なんですけれども、町長が先ほど申しましたように、農協、前段、休憩前の御質問にもありましたとおり、農協は公共的団体というふうな位置づけになります。現実的に財務面で言いますと、町民法人税については農協だから軽減というのはないんですけれども、県税の法人事業税、それと国税の法人税、こちらについては、農協については、普通法人とは軽減税率ということでそういった部分の利益をこうむっている団体でございます。だから全く普通法人と同列に並べて考える団体ではないのかなというのが1点ございます。

それと、平山議員が言われる憲法違反、それが何条かというのが言われないので明確ではないんですが、もしその憲法17条の公務員の不法行為という部分を言われてるということで推測するならば、不法行為いわゆる相手の利益とかを侵害しているというふうなところの話であるならば、ことしの4月に東京のほうの高裁で判決があった分がございまして、これはいわゆる普通法人といわゆる財務的な利益を受けている公益法人とが争った事例なんですけれども、同じようなウェブサービスを行っているいわゆる業務が重なっているということで、公益法人はもともと税の優遇があるんだからおかしいんじゃないかと、不平等じゃないかという民間が訴えた事例ですけども、これについての結論については、公益法人は定款にも書いている目的に、書いてる公益ですね。こちらに合致することをやっているのであって、特に問題ではないと。仮に訴えた方

とのその業務に競合する部分があったとしても、こういった公益目的でやっているのであれば違法であるとは言えないと。で、法的保護に値する利益の侵害に当たる事実は認められないというふうな裁判が判決がっております。

これを、例えば私ども町と農協と当てはめたとして考えるならば、町のほうとしては町民の皆様福祉の向上という、大前提の最大の公益を目的にやっているわけでございまして、特に憲法違反に当たるのかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうしますと、その判例はどっちかって言うと民業と農協さんとの紛争のほう、さっき町長がおっしゃった民業、農協が民業に対してあれをやっていると。そっこのほう、どっちかというそっこのほうのケースに該当するんじゃないかと。公共団体、地方公共団体が事業を始めるというのは、また別の事例なんじゃないかと思うんですけど。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） この問題の本質は、いわゆるイコールフィッティングっていう、平等の条件じゃないところで同じ業態の業種をやること自体に不平等じゃないかということだと思うんですけど、それは平山議員が言われている農協とこちら町のことと同じように当てはまると思うんですが。まず、農協は普通法人のような、普通法人と同列では考えられない。いわゆる軽減税率をもって公共的な団体として位置づけられているっていうことですね。だから普通法人との比較をするほどのイコールフィッティングはないと。なおかつ先ほど言った判例で言いますように、多少の差があったとしても、公益が上回るものであれば、それはもう必ずしも守るべき利益とは言えないですよというふうな判決があるわけでありまして、私どもこちらとしては、先ほど言った町民福祉と福祉の向上という大前提があるわけですので、この公益目的を考えれば、特に憲法違反というふうなものに当たるのかなというふうなところをちょっと疑問に感じているところでございます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 私がちょっと考えるのは、公共の福祉をしていくに当たって、例えばもう葬祭過疎地であるとか、非常に遠いとか、極めて葬祭費が高どまりしてとか、特別な事情があれば目的にも達するかと思います、どれにも私は該当しないというふうに思っています。

それから憲法は、まず一つは22条というのがあります。営業、職業選択の自由というのがあるって、これ、やっぱり資本主義経済の大原則だと思うんです。先ほど、町長が何で平山がJAをかばうのかとか言っていますが、私はJAとは何の利害関係もありませんし、JAがやっているからかばうとか、かばわないとか、そういうことではありませんで、経済の、私は資本主義じゃな

い経済のほうがいいと思ってますが、資本主義経済で今経済を回そうとしている以上は、町がこういったことに事業進出をするに当たっては、最大限慎重に、いわゆる公共の福祉の概念を満たす場合、そして抑制的な収益でなくてはいけないと思って、そのどれにも該当しないと思っているから、こういうふうに述べているわけでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 同じく葬祭場の件ですが、葬祭場建設に町長はとても熱心です。ですが、私はどうしてそんなにこのことに熱心なのかとても理解に苦しんでおります。なぜならば、葬祭場を建設することによって、メリットデメリットもあるでしょうが、デメリットもとても含んでおりますし、下手をすれば町長の何ていいますか、行政に遺恨を残すことにもなるのではないかという危険性もあるにもかかわらず、一生懸命、葬祭場を建設されるっていうのは、私は理解できないところであります。

ここを今、平山議員とのやりとりの中でもありますけど、福祉の向上ということをおっしゃっていますが、どういうふうに福祉の向上に寄与するのか、それから施設の活用っていうのは理解できます。でも、施設のあそこを葬祭場にしなきゃいけないということもありませんし、そこら辺をもう一度、詳しく述べていただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 何かをやるときは、結局、誰かが決断しないとできない。それは私の務めですもんね。今までやってきたこともあなたはほとんど反対だよ。何でもそうでしょ。総合窓口やる時も、どうだこうだ言って反対してあった。町長の部屋を4,000万もかけてつくっているとかって大デマ流して。それから、保育所だって民営化は大反対、早過ぎるとか。何でも反対反対で来られたから、あなたたちが反対するとはなれとるけど。これもつくってみてどうかなというのは、やっぱり住民の方が評価されるだろうと思う。

そして、結構年輩の方たちは、町外におつき合いで、大刀洗の場合はまだいっぱい隣組だとかいろんなつき合いで、みんな大体おつき合いで行かれるんです、葬式に。そうすると、例えば松崎のあそこにしても、物すごく通りが多くてとても不便、不便っていうか、道路渡ったりするのは。それからもう一つは、河北苑にしてもそうですけれども、あの川を渡って行くということにもお年寄りの方は物すごく嫌がるんですよ。それからもう一つ、まだまずいのは、電車の線路の向こうにあるやつ、木下葬祭がやっているやつ、あそこなんかに行くのを物すごくみんな嫌がるんです。

ですから、町内の比較的近いところにそういうものがあればいいなあと。大体みんなそういう思っている方のほうが多いです。それで、何か、何でそんなあなたは頑張るかってえらい言われるけど、今まで、じゃあ3カ月前、6月の議会で否決されたけど、その後、あなたたちに直接、

ずっと続けて反対してくれっていう声は多いですか。あ、そう。そういう、町に対して、あの仕事は葬祭業を絶対やめてくれとかいう、そういうのはほとんど来てませんよ。そして、私はいろいろなところで私も聞いてますけど、そんなに強い反対とかちゅうのは、ほとんど聞きませんけれどね。だから、私が物すごくこれにこだわってこだわって言うけど、やっぱりやると決めたからには頑張らんとしょうがないわけですから。これだけを頑張るわけじゃないですよ。何でも頑張りますよ。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 町民の声としては、こんなものは絶対つくるものじゃないよというのは、私のところにはたくさん届いております。

それから、葬儀場っていうのは、県下でも県の自治体でやっているところは篠栗町がやっているだけなんです。ほかがやってないからしちやいかんということでもないんですが、葬儀場に関しては、やっぱり行政がやるべきものではないと思います。で、大刀洗町の人たちが、近くなれば便利になることはあると思いますけれども、五十歩百歩です。近隣にたくさん葬斎場はありますので、その中でどうしてもつくってくれっていう要望はあんまりないんじゃないかと私は認識してるんですが、そこはもう町長と私の認識の違いなんでしょうけれども、そういうほかの自治体が、うまみがあるからやるっていうんだったらとか、何か福祉の向上にとっても役に立つからやるっていうのがあれば、もっとやっているのかなと思うんですけど、今、言いましたように篠栗町1町が直営をしているだけです。そこら辺はどう認識してありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 本当言うと、これを始めようと思ったときに、よそがどのくらいやっているとか、そういうことは全然考えてません。ただ、町でやったらいいのではないかと、そういう思いで始めようと思ったんですけども。

実際、直営じゃなくても例えば社会福祉協議会に任せてやっているとか、結構全国的に調べりゃ多いんじゃないですか。この件できっちり調べたわけじゃないですけども。それは、例えば福岡県で言えば、鞍手町なんかもやっているし。だから、それはもう、よそがどうかと言うよりも、これをやって住民の福祉の向上につなげたいと、そういうふうに思っているだけです。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 住民の福祉っていうのは、具体的には今おっしゃったように、葬儀場が近くなるとか、危険性が少ないとか、そういうことだけですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 花等議員の御質問にお答えいたします。

全員協議会の中で建設の目的で説明をしましたように、まずは住民の福祉といたしますのは、今言われてます近くで安心してしていただくということと、町がやることに対する信頼性です。安心して町内で最期のときを迎えていただく。町外までわざわざ行かなくても、生まれ育った自分の町で葬祭をしていただくということが、町民の福祉につながるというふうに思っております。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） また一般質問のときにいたしますけど、何か今の理由が福祉の向上につながるとは、とても理解できないところです。また、そこら辺をしっかりと精査して一般質問につなげていきたいと思えます。

○議長（長野 正明） ほかにございますか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 9番、平田です。またあの葬儀場の問題ですけど、せんだって修正議案で否決されたのに、また町長がここに出されたちゅうことは、絶対やるぞというその気持ちは十分にわかります。ただ、やみくもに行政側が民間の職業を取り上げるというようなことは、商売人ならば私も商売しておるけん、もうどこまでも県外もどこだでん飛び回りましたけど、やはり商売人がやるのならば、それはもうどげんやったってよかって思えますけれども、行政側として町長のその強い意志はわかりますけれど、そういう点は一つ何か、一考される面は町長は持っておられませんか。ちょっとそれだけ一つお伺いいたします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） いろいろ考え方はありますので、平田議員のそういうお考えもわからないではないですけども。マスタープランの中にも入ってますけども、やっぱり何らかの、大して今のところ利益も私が思ったほど出ないみたいですけども、やはり自主財源を、確保する必要もあるんです。これから10年ぐらいの間に、まだ学校施設なんかもいっぱいいらなきゃいけない。文科省はいろいろ言う割には余り金を出さないんで。それからことしもそうですけれども、交付税がいつかは減るだろうと思っていたけど、実際ことしも8,000万減額になっているんです。ですから、そりゃいろいろ考えて、幾らかでも自主財源を確保するようなことは考えておかなかちやいかんのじゃないかなと思ってます。

ですから、私は今回うまくいくかどうかわかりませんが、診療所にしても、何とか幾らかでも家賃でも取れるような仕組みにはできないかなとそんなふう考えてるところです。

ただ、私が個人でやるのとは違うので、そこら辺は町がやることですから、それはそれなりに考えて、何かこう町の品位を汚すような、そういうことは考えておりませんので、よろしく願いします。

○議長（長野 正明） ほかにありませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 時間を延長してまで言うほどのことでもありませんが、まず

12ページの、最初からいきますと、12ページの東京財団法人の研修費用が減額になっております。これは、予定してあったけれども行けなかったということなんでしょうが、22年度、23年度、1人ずつ東京財団で勉強してあります。で、最初の年は議会に報告がありましたけど、次の年はあっておりません。よろしかったら報告願えたらと思いますが。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○人事法制係長（田中 豊和） 花等議員の御質問にお答えいたします。

平成22年度につきましては、私のほうが東京財団週末学校のほうに参加させていただきました。平成23年度につきましては、今、企画財政課佐々木のほうが参加をしております。

今回の減額につきましては、東京財団のこの研修というのが定員が30名程度で、大体応募者が300人ぐらいおります。で、試験を、採用試験というか、受験をして合格をしないと参加できないということで、今年度1名の職員が受験をいたしました。残念ながら参加できなかったということで、今回減額補正をしておるところでございます。

○議員（8番 花等 順子） 報告会。

○議長（長野 正明） それと、報告についてはどなたか。田中係長。

○人事法制係長（田中 豊和） 花等議員の御質問にお答えします。

私が多分御報告したのは、総務文教厚生委員会の中での多分御報告だったというふうに記憶しております。この議場の中で御報告をした覚えがちょっとないです。確かに総務文教厚生委員会の中では、花等議員から言われて御報告をさせていただいております。あと職員に対しましては、私と佐々木2人で、報告会のほうを行っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 報告は、多分全議員いたと思いますので、全協か何かの最後だったんじゃないかと思います。そういう形でもいいと、別に議場じゃなくていいと思いますけども、できたら報告願えたらと思っているところです。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） レポートを出していただいておりますので、いつでも報告はできると思うんです。一応今申しましたように、職員については既に2人で報告を受けております。しかしながら、議会のほうにまだされてないということであれば、係長のほうとも話しながら今後検討したいと思っております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 15ページの防犯灯の、ここの予算には関係ないんですけども、去年設置された防犯灯がとても球切れっていうか、チカチカしている電球がとても多いんです。

で、何か改修があるとかっていう話も聞いておりますけれども、どういうことでその球切れが多かったのか、どういう改修をされるのかお尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 総務課のほうで設置いたしました防犯灯の件ですが、今、花等議員のほうがおっしゃりますように、結構あちこちでピカピカしてるということをもう既に承知いたしております。そういうことで、行政のほうが責任を持って取りかえをいたしますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 業者の責任において、無償交換ということですか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） はい、そのとおりでございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 時間1分で終わりますので。

実は前回、私、開発に関して質問いたしました。それに対して何らかの結論は得られておると思いますが、ちょっと私が持っているメモに、5月15日に県庁のほうに電話で賀農さんに電話して確認したというメモがありますが、これに県のほうからの若干の疑問点もあるように書いてあります。この件に関して、よろしかったら21日までに回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） はい、わかりました。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 20ページの土木総務費の中に、報酬費で、裁判に伴う弁護士謝礼が35万円計上してありますが、これは何の裁判に伴うものでしょうか。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 花等議員の御質問にお答えいたします。

裁判は、これは国土調査による境界争いです。町道と民地の境界争いでございます。中川地区なんですけども、個人名はちょっと避けたいと思います。地裁で、地裁、高裁まで行っております。それで、うちのほうは被告になるんですが、うちのほうは今のところ全部勝っております。で、相手の原告側が不服で、最高裁まで今、上告をされておる状態でございます。その分の費用でございます。また、却下ですので、高裁でも却下されております。ですので、最高裁が受け付けるかどうかはちょっと疑問でございます。完全に町のほうが勝って、勝つと言うと失礼なんですけど、勝訴しておりますので、以上です。それに対する費用でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） この弁護士さんは、大刀洗町の顧問弁護士を使ってあるんですか。それともほかの方でしょうか。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 花等議員の御質問にお答えいたします。

大刀洗町の顧問弁護士でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 私も2分ばかりください。まず、17ページなんですけど、

○議長（長野 正明） 森田議員。マイクの方向を。

○議員（10番 森田 勝典） 失礼しました。入っておるのかな。

最初から申し上げます。17ページの衛生費、塵芥処理費なんですけど、この小型焼却炉の撤去解体費用が800万上がっているんですけど、3カ所とおっしゃったようでございますけど、どのくらいの大きさが小型なんでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 小型というのに特段の規定はありませんけれども、住宅、本郷住宅の中に森田議員が予算特別委員会の中で指摘されました畑の中にある部分と、それとあと公園のほうに1基上がってまして、住宅関係の部分がちょっと漏れてましたので、市販に売られているような昔売られているような部分の撤去も含めたところでの予算計上となっております。よろしゅうございますでしょうか。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） これは特別に、何かアスベストがどうだこうだということじゃなくて、そしてもあのくらいのものを3つで800万もかかるんですか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 大小に関係なく、ばく露法というか、ダイオキシン等がゼロじゃないんです、今まで使ってきているので。それで、野焼き、原則、小型焼却炉で規定に達する物でないと、野焼きができないふうになっておりますので、それを撤去するのに大小にかかわらず、大体一基200万ぐらいかかるだろうと。ということになってますので、大小にかかわらず1つ幾らということで、一つは、ばく露法とって、アスベストと同じように囲ってダイオキシンが飛ばないように囲って作業する必要がありますので、その経費がかかるということで大体1基当たり200万ぐらいだろうと言われておりました。

○議長（長野 正明） よろしいでしょうか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 関連ですけども、小型焼却炉については当初予算の中で900万、そして事前調査費が100万あったと思うんですが、今回はその事前調査というのはどういうふうにされたんでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 事前調査というのは、その炉の中にダイオキシン濃度がどのくらい含まれているかによって、工法、設計の内容が変わってきますので、事前にダイオキシンの濃度がどのレベルなのかということで、全カ所調査するための費用として100万ほど計上いたしておりました。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ということは、当初予算の100万の中にすべての町内にある小型焼却炉も含んだ事前調査だったんでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 今回も含めたところで一応調査は全部しております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 18ページ、雇用対策費の中で、嘱託職員の報酬、これ校区センターの情報処理に関するところで組まれておりますが、私、当初、校区センターのインターネット関係は、役場の職員っていうか、役場関係の方が1時間程度もあれば立ち上げができますからっていうふうに聞いていたんですが、それとは違う何か、1人6カ月置いてしなきゃいけないような何か作業なんんでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 今回は、今、一応、南部コミュニティセンターで仮に簡単なものを今やってみておりますけれども、今回は各校区センターのほうにホームページ及びフェイスブックで簡単に職員の方が情報発信、こういうのがあってますとかそういうものが情報発信できるようなものの構築を1人採用してしてもらおうということと、後は職員の方に指導してもらったりとか、そういうものも含めたところで計画をしております。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） じゃあ、この嘱託職員の方は、役場に常置してそのホームページの作成とか、そういうことに従事される方を置かれるんですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 花等議員の御質問にお答えいたします。

6カ月間採用しまして、役場から例えば大堰であれば大堰に作業のときは行って、そこでパソコンを持って行っていろいろ作業をしたりとかということで、各校区センターにずっと回って行

って、6カ月間で4校区センターをそういう環境を構築するという事で考えてます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 校区センターのホームページの立ち上げですか。本郷は、センターだよりってものを毎月出しているんですけども、本郷は毎月出しているんですが、ことしの当初、毎月ってことは12カ月出すんですが、当初、紙代とか費用の面で9回ぐらいにしろって指示が役場からあったんですよ。それなのに、そんなに経費節減のためにそうしてくださいって話があったんですが、それで校区センターのほうからホームページを立ち上げたいという要望ないままに、こういうもの、こういうのが上がってくるちょっと背景がわからないんですが。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 御存じのように、町にはもう当然以前からホームページがありますけれども、大刀洗ランチ等を採用してフェイスブック等でリアルタイムにというか、あっている町の風景なり事業をどんどん情報発信をしておりますけれども、それを校区センターでもやっていただきたいということで今回計画をしております。

ホームページの更新とか情報をどんどん新しくしていくのは非常に簡単ではありませんけれども、そのホームページとフェイスブックを、町の形と同じような形で一緒に構築して、簡単にリアルタイムに各校区の情報を発信できるようなことができるように。今、紙で各校区配布をしておりますけれども、そういうことも当然必要かもしれませんけれども、センターから発信できるような形をしたいということで、今回しております。それと、町でフェイスブックで情報発信しておりますが、町内その中で今まで町内にそういうことをどんどん広げていくというのは、議会の質問の中でも御説明したとおりで、まずは校区センターを中心にそういうことを普及なりどんどん利用していただくということで、その一環で今回計画をしております。

それから、先に言われました印刷代については、町の印刷機を利用されてありましたので、年間の役場内全体の印刷費というのが決められておりますので、その中で非常にそれを超えるような、トータルで状態になりましたので、ある程度制限をするようにということで話がありまして、どこまでという形をお願いをしておるところです。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 情報発信という点からすれば、便りにしてもインターネットにしても同じ発信だし、今の大刀洗町の中でどちらを、インターネットを見る人が多いのかペーパーを見る人が多いのかってというのは、どっちがどっちかなと思うんです。その中でこんなに人を置いてまでなくても。

それともう一つは、その後校区センターの職員が、更新をしていけるような人材がちゃんと配

置されているのかっていうのもとても疑問なんです。今、校区センターには年間360万円しか
いただいておりませんので、その中でやっていかなくちやいけないわけですね。だから、そうい
うところも加味されているんでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 花等議員の御質問にお答えいたします。

1名採用して構築していただくのは、主に構築のほうを担当していただくようにしております
けれども、この予算の中には教室をするための委託料も含めております。要は、構築する技術者
と指導する、指導する方というのは能力的に違うところがありますので、講習のほうについては
別に委託するところで、この予算の中で委託するところで考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

それでは、午前はこれで終わります。午後は、1時半より再開いたします。

休憩 午後0時19分

.....

再開 午後1時28分

○議長（長野 正明） 定刻前ではありますが、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会
議を再開いたします。

.....

日程第14、議案第39号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第39号平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補
正予算（第1号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

議案第39号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） それでは、議案第39号平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計
補正予算（第1号）の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323万

6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,284万円とするものでございます。今回の主な補正でございますが、国民健康保険に従事しております職員の異動に伴う1名分の人件費の補正でございます。内容のほうを御説明いたします。

歳出6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目の一般管理費でございます。人件費、補正額が323万6,000円を減額するものでございます。内訳といたしましては、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金でございます。

次に、歳入のほうを説明いたします。上の5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

9款1項1目の一般会計繰入金323万6,000円を減額することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第15. 議案第40号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（長野 正明） 日程第15、議案第40号平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第40号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） それでは、議案第40号平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,960万3,000円とするものでございます。今回のものは補正でございますが、後期高齢者医療保険に従事しております職員の異動に伴う1名分の人件費の補正となっております。

それでは、内容のほうを説明いたします。歳出6ページのほうをごらんいただきたいと思いま

す。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 3 2 6 万 3, 0 0 0 円、内訳としまして 2 節の給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金となっております。

次に、歳入のほうですけれども、5 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金 3 2 6 万 3, 0 0 0 円を増額することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（長野 正明） 1 日目は質疑なしと認めます。

日程第 1 6. 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

について

○議長（長野 正明） 日程第 1 6、議案第 4 1 号平成 2 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第 4 1 号 平成 2 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 建設課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 4 1 号平成 2 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明をいたします。内容につきましては、朗読がございましたので、省かさせていただきます。内容の説明に移りたいと思います。一番最後のページ、6 ページをめくっていただきたいと思います。一番裏になります。

歳出、1 款農業集落排水費 1 項農業集落排水費 1 目一般管理費、補正額 3 6 0 万、1 3 節委託料 3 6 0 万でございます。これは、説明に書いておりますように、公共下水道への農業集落排水の接続検討の業務委託の費用でございます。続きまして、4 目災害復旧費、補正額 1 5 万、9 節旅費 5 万、1 1 節需用費 1 0 万、これは今回、災害に遭っておりますので、それに対する旅費費用等でございます。

続きまして、2 款公共下水道費 1 項公共下水道費 2 目公共下水道整備費 2 0 0 万、1 5 節工事費 2 0 0 万、これは上高橋地区に本管工事が増嵩で生じております。その分の費用でございます。

今度は1枚上がりまして5ページをめくっていただきたいと思います。これ歳入でございます。歳入、3款繰入金1項一般会計繰入金1目一般繰入金575万円でございます。説明のほういいですね。一般会計繰入金（公共下水道分）200万円、一般会計繰入金（農業集落排水分）375万円でございます。

以上で御審議の上、御承認いただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 認定第1号 平成23年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18. 認定第2号 平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 認定第3号 平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20. 認定第4号 平成23年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21. 認定第5号 平成23年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22. 認定第6号 平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（長野 正明） 日程第17、認定第1号平成23年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第6号平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6件については、関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案を一括して、順次提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 企画財政課の川原でございます。私のほうから説明をさせていただきます。それでは、認定第1号から第6号までを順次説明を申し上げます。

認定第1号平成23年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを議案書の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、内容については、決算特別委員会が設置された後、特別委員会の中で御説明させていただきます。

だきます。

それでは、認定第1号をお開きください。

一般会計でございます。193ページをお願いいたします。193ページのほうに一般会計の決算の実質収支に関する調書が記載されております。そちらのほうで御説明をさせていただきます。

歳入総額60億2,403万1,396円、歳出総額54億5,241万1,744円、歳入歳出差引額5億7,161万9,652円となっております。翌年度への繰り越すべき財源ですが、1億338万9,000円となっております。実質収支額が4億6,823万652円となっております。実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロでございます。

続きまして、認定第2号をお願いいたします。平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成24年9月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

33ページをお願いいたします。33ページの実質収支に関する調書を見ていただきたいと思います。

歳入総額18億1,776万6,850円、歳出総額17億2,944万2,804円、歳入歳出差引額8,832万4,046円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源としてはゼロとなっております。実質収支額8,832万4,046円、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロとなります。

続いて、認定第3号をお願いいたします。平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について地方自治法第233条第3項の規定により平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成24年9月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

15ページのほうをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億4,982万8,755円となっております。歳出総額が1億4,669万4,665円、歳入歳出差引額として313万4,090円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はゼロでございます。実質収支額が313万4,090円、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロでございます。

続いて、認定第4号をお願いいたします。平成23年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について地方自治法第233条第3項の規定により平成23年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成24年9月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

19ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額が1億2,016万41円になります。歳出総額が1億164万2,682円です。歳入歳出差引額は1,851万7,369円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はゼロとなっております。実質収支額は1,851万7,359円となります。実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額がゼロとなります。

続いて、認定第5号をお願いいたします。平成23年度大刀洗町土地取得会計歳入歳出決算の認定について地方自治法第233条第3項の規定により平成23年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成24年9月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

11ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額441万9,911円、歳出総額23万2,000円、歳入歳出差引額が418万7,911円となります。翌年度へ繰り越すべき財源としてゼロ。実質収支額が418万7,911円となっております。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロとなっております。

最後になりますが、認定第6号平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について地方自治法第233条第3項の規定により平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成24年9月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

後ろから2枚目の23ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額6億4,677万8,788円、歳出総額が6億4,677万8,168円となっております。歳入歳出差引額が620円となります。翌年度に繰り越すべき財源はゼロ。実質収支額が620円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロとなっております。

申しわけありません。最初の認定第1号が最初の表書きを読んでおりませんので、申しわけありませんが最後に読ませていただきます。

認定第1号を見ていただきたいと思います。認定第1号平成23年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条の第3項の規定により平成23年度大刀洗町一般会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成24年9月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

以上、朗読をもって提案とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） それでは、お諮りします。平成23年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会は9月11日午前9時30分より協議会室で開催いたします。

○議長（長野 正明） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後1時54分
